

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※  
※  
※ 第 5 回高梁市議会（臨時）議案  
※  
※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

令和 6 年 1 1 月

高 梁 市

第5回高梁市議会(臨時)議案目録

議案番号	件名	結果	頁
同意第2号	高梁市監査委員の選任について		3

同意第2号

高梁市監査委員の選任について

高梁市監査委員に下記の者を選任したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
	川 上 博 司	
	宮 本 健 二	

令和6年11月1日提出

高梁市長 石 田 芳 生

提 案 理 由

監査委員の選任について、議会の同意を求めるため。

(参考)

## 地方自治法（抜すい）

### （監査委員の設置及び定数）

第195条 普通地方公共団体に監査委員を置く。

2 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあっては4人とし、その他の市及び町村にあっては2人とする。ただし、条例でその定数を増加することができる。

### （選任及び兼職の禁止）

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

2 略

3 監査委員は、地方公共団体の常勤の職員及び短時間勤務職員と兼ねることができない。

4 識見を有する者のうちから選任される監査委員は、常勤とすることができます。

5 略

6 議員のうちから選任される監査委員の数は、都道府県及び前条第2項の政令で定める市にあっては2人又は1人、その他の市及び町村にあっては1人とする。

### （任期）

第197条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあっては4年とし、議員のうちから選任される者にあっては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。